

海老名駅周辺の路上喫煙を禁止します ～「世界禁煙デー」の5月31日から実施！～

市は、「海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例」を定め、5月31日から海老名駅周辺の路上喫煙を禁止します。

これは、まちのにぎわいにより来街者が増加する海老名駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、喫煙による副流煙の不快感や接触によるやけどの防止を目的として実施するもので、制度の内容等については次のとおりです。

1 改正条例
海老名市まちの美化に関する条例（平成30年12月議会で改正成立）
2 路上喫煙禁止制度の主な内容
(1) 路上喫煙禁止地区の指定と地区内での喫煙の禁止 市内に路上喫煙禁止とする地区を指定し、その地区内での喫煙を禁止。 なお、市長が別に定める場所（指定喫煙所）においては、条例の目的に反しないため喫煙可能。
(2) 禁止される喫煙の内容 たばこを吸う行為のほか、たばこに火を付ける行為も対象（加熱式たばこも含む。）
(3) 指導・命令・罰則 地区内を海老名市美化推進員が巡回 美化推進員が地区内で喫煙をしている者を発見した場合には、指導・命令を行い、これに従わない者には2万円以下の過料
(4) 制度開始日 令和元年5月31日（世界禁煙デー）から制度開始
3 路上喫煙禁止地区
別紙のとおり



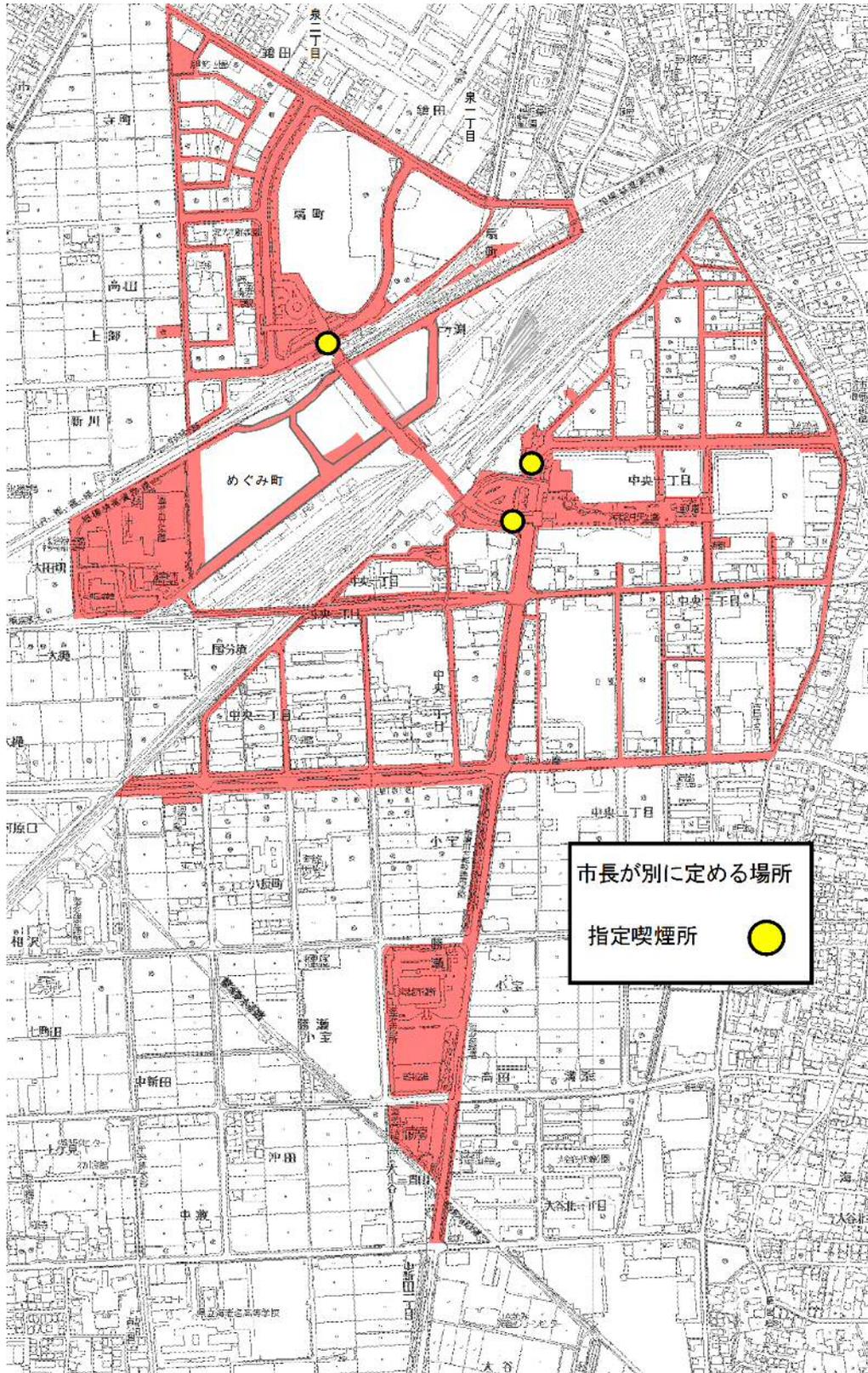
▲海老名駅東口喫煙所の状況

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市経済環境部環境課 電話046・235・4922



【別紙】路上喫煙禁止地区



◎この件に関するお問い合わせ
海老名市経済環境部環境課 電話046・235・4922

